

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、事業者が実施する次の事業とする。

- (1) 在宅歯科診療所設備整備事業
- (2) 医師等確保体制整備事業
- (3) 産科等医師確保対策推進事業
- (4) 病院群輪番制運営費
- (5) 歯科衛生士確保育成事業
- (6) 看護師等養成支援事業
- (7) 院内保育所支援事業
- (8) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業
- (9) 在宅医療（薬剤）推進事業費補助
- (10) 在宅医療施策推進事業
- (11) 在宅歯科医療連携拠点運営事業
- (12) 緩和ケア推進事業
- (13) 病床機能分化・連携推進基盤整備事業
- (14) がん診療口腔ケア推進事業
- (15) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業
- (16) 横浜構想区域病床機能分化・連携促進事業
- (17) 訪問看護ステーション教育支援事業

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表2の事業区分ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第2の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

（申請書の提出期日等）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第4条の2 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を

承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第6条 前条第2号又は第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式2）に別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

（申請の取り下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式4）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（様式5）に別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式6)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(届出事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の経由)

第12条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(その他)

第13条 その他、事業の実施にあたり、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。ただし、次に掲げる事業については、平成26年4月1日から適用する。

事業区分	細々事業名
3 産科等医師確保対策推進事業	
(1) 産科医師等分娩手当補助事業	・産科医師等分娩手当補助(市町村) ・産科医師等分娩手当補助(民間)
(2) 産科等後期研修医手当補助事業	・産科等後期研修医手当補助(市町村) ・産科等後期研修医手当補助(民間)
4 病院群輪番制運営費	
(1) 小児救急医療支援事業	・病院群輪番制運営費補助(小児)
(2) 小児救急医療拠点病院運営事業	
6 看護師等養成支援事業	
(1) 看護師等養成所運営費補助事業	・看護師等養成所運営費補助(国庫対象) ・厚木看護専門学校運営費補助(国庫対象)

7 院内保育所支援事業	
(1) 院内保育事業運営費補助事業	・院内保育事業運営費補助（国庫対象） ・院内保育事業運営費補助（公的病院） ・総合リハビリテーションセンター指定管理費（国庫対象）
(2) 院内保育所施設整備費補助事業	院内保育所施設整備費補助
8 新人看護職員研修事業	
(1) 新人看護職員職場内研修事業費補助事業	新人看護職員職場内研修事業費補助

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	交付対象者
6 看護師等養成支援事業 (1) 看護師等養成所運営費補助事業	看護師等養成所 ^(注4) の運営事業を行う次の事業者 1 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く) 2 国家公務員共済組合及びその連合会 3 健康保険組合及びその連合会 4 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 5 学校法人及び準学校法人 6 医療法人 7 一般社団法人及び一般財団法人 8 独立行政法人国立病院機構 ただし、上記のうち6及び7については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)

(注4) 1 看護師等養成所とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省第1号。以下「指定規則」という。)により文部科学大臣、厚生労働大臣または知事が指定した保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校または養成所という。(ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く、以下「養成所」という。)

2 助産師養成所とは指定規則第3条に規定する養成所をいう。

3 看護師(3年課程)養成所とは指定規則第4条第1項に規定する養成所をいう。

4 看護師(2年課程)養成所とは指定規則第4条第2項に規定する養成所をいう。

5 准看護師養成所とは指定規則第5条に規定する養成所をいう。

別表 2

事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
6 - (1) 看護師等養成所 運営費補助事業	<p>次に掲げる課程ごとの基準額A、基準額B及び基準額Cの合計額とする。</p> <p>1 看護師(3年課程)養成所 【全日制】</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表4に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 16,178,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり536,000円 エ 生徒数に1人当たり 15,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり147,000円</p> <p>(3) 基準額C 卒業者数に1人あたり 15,500円を乗じて得た額に別表4に定める調整率及び別表6に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>【全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制】</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表4に定める調整率を乗じて得た額</p>	<p>看護師養成所の運営費に必要な経費(下記5、6に係る経費は別添3のとおりとする。)</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗機材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。)</p> <p>5 新任看護教員研修事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費)</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費)</p>	10分の10

	<p>ア 養成所 1 か所当たり 12,134,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>ウ 事務職員分として 1 か所当たり402,000円</p> <p>エ 生徒数に 1 人当たり 15,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額 B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり147,000円</p> <p>(3) 基準額 C 卒業者数に 1 人あたり 15,500円を乗じて得た額に別表 4 に定める調整率及び別表 6 に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>2 看護師(2年課程)養成所 【全日制】</p> <p>(1) 基準額 A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表 4 に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所 1 か所当たり 13,889,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として 1 か所当たり536,000円</p> <p>エ 生徒数に 1 人当たり 17,600円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額 B</p>		
--	--	--	--

	<p>次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり147,000円</p> <p>(3) 基準額 C</p> <p>卒業者数に 1 人あたり 17,600円を乗じて得た額に別表 4 に定める調整率及び別表 6 に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>【定時制】</p> <p>(1) 基準額 A</p> <p>次のア、イ、ウ、エの合計額に別表 4 に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所 1 か所当たり 10,417,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>ウ 事務職員分として 1 か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に 1 人当たり 17,600円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額 B</p> <p>次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり147,000円</p> <p>(3) 基準額 C</p> <p>卒業者数に 1 人あたり 17,600円を乗じて得た額に別表 4 に定める調整率及び別表 6 に定める調整率を乗</p>		
--	--	--	--

	<p>じて得た額</p> <p>(注)</p> <p>1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。</p> <p>2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>3 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p>		
--	--	--	--

別表4

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員 81人以上120人以下	1.02
定員 80人以下	1.04

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別表6

県内就業率(過去3年間の平均)	調整率
100パーセント	1.2
95パーセント以上99.9パーセント以下	1.1
90パーセント以上94.9パーセント以下	1.0
89.9パーセント以下	0.0

(注) 1 県内就業率(過去3年間の平均)は、過去3年間の卒業生で当該養成課程に対応する資格の看護職員として就業した者の合計のうち、県内において就業した者の合計の割合(小数点以下第2位を四捨五入)をいう。

2 過去3年間の卒業者がいない場合は調整率を0.0とする。

(別添3)

新任看護教員研修事業及び看護教員養成講習会参加事業

1 新任看護教員研修事業

- (1) 受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。
- (2) 研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施する。

(参考) 研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関する事。	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関する事。	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関する事。	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関する事。	講義、演習及び臨地実習

2 看護教員養成講習会参加事業

平成22年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所を対象とする。

(注) 専任教員とは指定規則第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、同条第2項第4号及び第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師または、看護師の資格を有する専任教員をいう。

(様式1)

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

平成 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 事業
- 2 交付申請額 金 , , 円
- 3 所要額調書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業計画書 (別に定める様式のとおり)
- 5 所要額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 6 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)
 - (2) 役員等氏名一覧表(様式1付表)
補助事業者が地方公共団体の場合は提出を要しない。
 - (3) その他参考となる資料

問合せ先
部 課
電話 - -
メールアドレス @

(様式1付表)

役員等氏名一覧表

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所

平成 年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人(団体)名
代表者氏名

印

- (注) (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

(様式2)

文書番号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 事業
- 2 変更交付申請額 金 , , 円
(前回交付申請額 金 , , 円)
- 3 所要額調書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業計画書 (別に定める様式のとおり)
- 5 所要額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 6 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)
 - (2) その他参考となる資料

問合せ先
部 課
電話 - -
メールアドレス @

(様式3)

文書番号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

平成 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定があった 事業に係る補助事業について、次のとおり事業変更(中止、廃止)し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

事業内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

問合せ先
部 課
電話 - -
メールアドレス @

(様式4)

文書番号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定があった標記補助金について、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱第8条に基づき、平成 年 月 日現在の補助事業の実施状況について報告します。

- 1 事業名 事業
- 2 補助事業の執行状況
- 3 補助事業経費の執行状況
- 4 添付書類 (別に定める様式のとおり)

問合せ先
部 課
電話 - -
メールアドレス @

注：支出の根拠としない場合には押印不要

(様式5)

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定があった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 事業
- 2 経費精算額調書 (別に定める様式のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業実績額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込み)書の抄本
(当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。)
 - (2) その他参考となる資料

問合せ先
部 課
電話 - -
メールアドレス @

(様式6)

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定があった 事業に係る補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 , , 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 , 円
- 3 添付書類
 - (1) 別紙概要
 - (2) 確定申告の写し
 - (3) その他参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

問合せ先
部 課
電話 - -
メールアドレス @